答申案件の概要

件	名	県立保健大学非常勤職員採用試験書類選考評定票についての一部開示 決定処分に対する異議申立て
担当	開示決定等	公立大学法人青森県立保健大学経営企画室
課	異議申立て	公立大学法人青森県立保健大学経営企画室
対	象行政文書	平成〇年度公立大学法人青森県立保健大学非常勤職員採用試験書類選 考評定票
経	開示請求年月日	平成21年2月6日
	開示決定等年月日	平成21年2月12日
緯	異議申立て年月日	平成21年 4 月 13 日
	諮 問 年 月 日	平成21年4月15日
本件処分の内容		一部開示決定
		(不開示部分) 選考基準のうち主な着眼点(以下「本件情報」という。) (不開示理由) 条例第7条第7号ニ該当 非常勤職員採用試験が人事管理に係る事務であって、開示すること により、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。
異議申立ての趣旨		本件処分を取り消し、開示決定を求める。
審査会の結論		公立大学法人青森県立保健大学(以下「実施機関」という。)は、不 開示とした部分について、開示することが妥当である。
審査会の判断要旨		〈条例第7条第7号該当性について〉 本件情報は、小論文審査における評定項目ごとの評価の観点を内容とするものであり、実施機関の非常勤職員を採用するために行う試験に係るものであることから、地方独立行政法人が行う人事管理に係る事務に関する情報であると認められる。 非常勤職員採用試験は、選考試験である以上、受験申込者は、小論文の作成に当たり、何らかの受験対策を講じるものと考えられる。そのため、実施機関が主張するような「おそれ」があるかどうかの判断に当たっては、本件情報が、受験申込者の講じる通常の受験対策によっては想定できない内容であるかが問題となる。

- ・ 本件情報は、評定項目ごとの評価の観点を内容とし、その数は全部で10項目あるが、本審査会が調査したところ、それらは、以下の①ないし③のいずれかに当てはまるものと認められる。
 - ① 評定項目から容易に想像できる、小論文を作成するに当たっての 基本的なルールともいうべき、ごく一般的な内容のもの。
 - ② 書店や図書館において入手可能な、小論文の書き方について解説した市販の図書において示されている内容と同義のもの。
- ③ 実施機関のホームページにおいて公表され、一般に入手可能な本件採用試験に係る試験案内に記載されている内容と同義のもの。
- ・ また、本件処分では、評価の観点ごとに割り振られた配点が開示されているが、それらは、いずれも同じ点数となっていることから、本件情報を公にしても、10項目ある評価の観点の中で、特に重視されるものが明らかになるといった事情も認められない。
- ・ これらのことからすると、本件情報は、受験申込者であれば一般的 に予想し得る内容であり、本件情報を公にしても、次回以降の非常勤 職員採用試験において、受験申込者が本件情報を過度に意識し、偏っ た受験対策を講じるとは認められず、また、他の受験申込者との間に 採点に関する情報についての格差が生じ、相対的に有利になるとも認 められない。
- ・ 以上から、本件情報を公にしても、公正かつ円滑な人事の確保に支 障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

よって、本件情報は、条例第7条第7号二の情報には該当しない。